

<b>① 件 名</b>																																									
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の和解及び今後の請求方針について																																									
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>																																									
<p><b>【背景】</b>                  東京電力福島第一原子力発電所事故対策費用に係る損害賠償請求については、東京電力ホールディングス(株)（以下「東電」という。）との間で賠償に合意の得られなかった49,998,041円について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）に対し、和解仲介の申立てを行っている。                  和解仲介の申立て後、東電が一部賠償に応じ8,078,707円支払われたため、残る和解仲介申立額41,919,334円に対し、次表のとおり和解案が提示され、同案に東電も受諾の意思を示している。</p> <p>≪損害賠償請求額及び和解案提示額≫ <span style="float: right;">（単位：円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">損害賠償 請求額 A</th> <th style="width: 15%;">受領（合意） 額 B</th> <th style="width: 15%;">和解仲介 申立額 A-B=C</th> <th style="width: 15%;">和解案 提示額 D</th> <th style="width: 10%;">差引残額 C-D</th> <th style="width: 10%;">支払率 D/C×100(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23 請求</td> <td>299,250</td> <td>299,250</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H25 請求</td> <td>21,119,041</td> <td>9,888,355</td> <td>11,230,686</td> <td>5,100,000</td> <td>6,130,686</td> <td>45.4</td> </tr> <tr> <td>H27 請求</td> <td>38,767,355</td> <td>8,078,707</td> <td>30,688,648</td> <td>30,200,000</td> <td>488,648</td> <td>98.4</td> </tr> <tr style="border-top: 2px solid black;"> <td>合 計</td> <td>60,185,646</td> <td>18,266,312</td> <td><b>41,919,334</b></td> <td><b>35,300,000</b></td> <td><b>6,619,334</b></td> <td>84.2</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	損害賠償 請求額 A	受領（合意） 額 B	和解仲介 申立額 A-B=C	和解案 提示額 D	差引残額 C-D	支払率 D/C×100(%)	H23 請求	299,250	299,250	0	0	0	0	H25 請求	21,119,041	9,888,355	11,230,686	5,100,000	6,130,686	45.4	H27 請求	38,767,355	8,078,707	30,688,648	30,200,000	488,648	98.4	合 計	60,185,646	18,266,312	<b>41,919,334</b>	<b>35,300,000</b>	<b>6,619,334</b>	84.2
区 分	損害賠償 請求額 A	受領（合意） 額 B	和解仲介 申立額 A-B=C	和解案 提示額 D	差引残額 C-D	支払率 D/C×100(%)																																			
H23 請求	299,250	299,250	0	0	0	0																																			
H25 請求	21,119,041	9,888,355	11,230,686	5,100,000	6,130,686	45.4																																			
H27 請求	38,767,355	8,078,707	30,688,648	30,200,000	488,648	98.4																																			
合 計	60,185,646	18,266,312	<b>41,919,334</b>	<b>35,300,000</b>	<b>6,619,334</b>	84.2																																			
<p><b>【目的】</b>                  本和解案は、これまで和解が成立した他の事例と比較しても、東電との主張の差を大幅に埋めると判断できる内容であり、同案により和解に応じようとするもの。                  また、今後の東電に対する請求方針について、見直しを行うもの。</p>																																									
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>																																									
<p><b>【根拠法令】</b>                  原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）                  地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>																																									
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>																																									
<p>平成23年12月27日 東電に対する損害賠償請求（計3回）                  ～平成27年10月22日                  平成28年 3月29日 ADRセンターへ和解仲介の申立て                  平成29年 3月21日 ADRセンターから和解案の提示</p>																																									

<p><b>⑤主な内容</b></p>																														
<p><b>【和解案の概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東電は、本市に対し損害賠償金として3,530万円を支払う。</li> <li>2 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、本市が東電に対して別途損害賠償請求することを妨げない。</li> <li>3 本市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、東電に別途請求しない。</li> </ol> <p><b>【東電に対する今後の請求方針】</b></p> <p>東電に対する今後の損害賠償請求（平成27年度事業以降）について、震災復興特別交付税に算入される費用分については、財源が確保されていることから、損害賠償請求を行わないこととする。</p>																														
<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>																														
<p><b>【影響・効果】</b></p> <p>ADRセンターから提示された和解案により和解に応じることで、東電との主張の差が大幅に埋まるとともに、早期の紛争解決が図られる。</p>																														
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p>																														
<p>県内他市町村におけるADRセンター和解仲介の状況</p> <table border="1" data-bbox="188 875 1422 1211"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>和解仲介額 A</th> <th>和解額 B</th> <th>支払率 B/A×100</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙 台 市</td> <td>52,900 千円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>和解仲介中</td> </tr> <tr> <td>白 石 市</td> <td>143,288 千円</td> <td>60,100 千円</td> <td>41.9</td> <td>H29.1 和解締結</td> </tr> <tr> <td>角 田 市</td> <td>204,407 千円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>和解仲介中</td> </tr> <tr> <td>丸 森 町</td> <td>73,671 千円</td> <td>14,900 千円</td> <td>20.2</td> <td>H28.9 和解締結</td> </tr> <tr> <td>亘 理 町</td> <td>23,302 千円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>和解仲介中</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	和解仲介額 A	和解額 B	支払率 B/A×100	備 考	仙 台 市	52,900 千円	—	—	和解仲介中	白 石 市	143,288 千円	60,100 千円	41.9	H29.1 和解締結	角 田 市	204,407 千円	—	—	和解仲介中	丸 森 町	73,671 千円	14,900 千円	20.2	H28.9 和解締結	亘 理 町	23,302 千円	—	—	和解仲介中
区 分	和解仲介額 A	和解額 B	支払率 B/A×100	備 考																										
仙 台 市	52,900 千円	—	—	和解仲介中																										
白 石 市	143,288 千円	60,100 千円	41.9	H29.1 和解締結																										
角 田 市	204,407 千円	—	—	和解仲介中																										
丸 森 町	73,671 千円	14,900 千円	20.2	H28.9 和解締結																										
亘 理 町	23,302 千円	—	—	和解仲介中																										
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p>																														
<p>平成29年6月 市議会第2回定例会に和解案を提案、議決後に和解契約を締結</p>																														
<p><b>⑨その他</b></p>																														
<p></p>																														